

乳幼児ケアエキスパート育成事業業務委託 仕様書

1. 事業の目的

各児童相談所管内に乳幼児ケアエキスパートを育成することで、乳幼児の一時保護等から次の養子縁組里親等(以下「養親候補里親」という)へのスムーズな引き継ぎを支援することを目的とする。また、乳幼児ケアエキスパートが養親候補里親に乳幼児の養育に関する指導を行い、引き継いだ後も定期的に養育を支援することで、里親家庭における適切な養育を継続的にサポートし、乳幼児の安全安心を確保しながら、健やかな成長と発達を促進する。さらに、当該事業は、里親委託の推進と里親の養育レベルの向上にも繋がり、より多くの乳幼児が家庭的な環境で育つことができる社会の実現を目指す。

2. 乳幼児ケアエキスパートの役割

- (1) 里親委託候補の乳幼児(概ね3歳未満とする)を一時保護等で受け入れ、次の「養親候補里親」をフォローしながら乳幼児を引き継ぐ。
- (2) 「養親候補里親」に乳幼児を引き継いだ後も定期的(少なくとも隔週で3か月程度)に訪問をする等、継続的な支援を行う。
- (3) 児童相談所または受託者からの連絡を受け、受入可能な場合は、休日夜間及び平日夜間(以下、休日夜間という)の乳幼児緊急一時保護を受け入れる(以下、緊急一時保護という)。ただし、緊急一時保護に備えて常時待機する必要はない。
※乳幼児ケアエキスパートの要件、役割については、別添「乳幼児ケアエキスパート育成事業実施要領」を参照すること。

3. 研修の実施

乳幼児ケアエキスパートの育成は、以下の3つの項目に係る内容について実施する。

研修の際に、併せて当事業の趣旨、しくみ、乳幼児ケアエキスパートの役割等について、概要を説明すること。

| 項目 | 内容 | 目標 |
|----------------|------------------------------------|---|
| ①乳幼児養育の理解と緊急対応 | 乳幼児の発達とニーズ、育児の基本スキル、専門知識習得、ケーススタディ | 乳幼児の身体的・精神的発達、育児の基本、虐待防止、発達障害、医療連携などに関する理解と実践的なスキルを習得するとともに、休日夜間の緊急一時保護対応への留意点を理解する |
| ②一時保護と引き継ぎ支援 | 一時保護の理解、引き継ぎのプロセス、交流支援のスキル、模擬交流 | 乳幼児の一時保護から養親候補里親への引き継ぎに関する知識・スキルを習得し、円滑な引き継ぎを支援できるようになる。 |
| ③継続的な養育支援 | 指導スキル習得、継続的な支援、緊急一時保護対応、里親委託促進 | 乳幼児を引き継いだ後の養育支援、里親委託促進に関する知識・スキルを習得し、多様なニーズに対応できるようになる。 |

4. 研修内容詳細（参考提示。応募者の特性、得意分野を生かして構成すること）

(1)乳幼児の理解と養育

| 内容 | 詳細 |
|------------|--|
| 乳幼児の発達とニーズ | 乳幼児の発達段階と特徴、発達課題、身体的・精神的発達の特徴と個別ニーズ、発達段階に応じた遊びとコミュニケーション方法、虐待防止のための知識と対応方法、発達障害に関する基礎知識と支援方法、医療連携の必要性と連携方法、乳幼児の安全対策と事故防止 |
| 育児の基本スキル | 乳幼児の世話(食事、睡眠、着替え、排泄)、乳幼児とのコミュニケーション、言葉かけ、遊び、乳幼児の安全対策、事故防止、乳幼児の健康管理と病気への対応 |
| 緊急一時保護対応 | 緊急一時保護の必要性、対応、関係機関との連携、緊急時の対応、書類作成、情報共有 |
| ケーススタディ | 様々な乳幼児の事例紹介、グループワークによる適切な対応策検討、ロールプレイングによる対応能力向上 |

(2)一時保護と引き継ぎ支援

| 内容 | 詳細 |
|------------|---|
| 一時保護の理解 | 一時保護の必要性和法的根拠、目的と手続き、緊急時の対応、安全確保、保護者の対応、一時保護における乳幼児のケア、関係機関との連携 |
| 引き継ぎ支援プロセス | 養親候補里親との情報共有、説明、引き継ぎ計画の作成、必要な書類作成、手続きなど |
| 交流支援スキル | 交流期間の目的、計画、注意点、効果的な交流方法、関係機関との連携 |
| 模擬交流 | 様々なケースを想定した模擬交流、ロールプレイング、グループワークによる交流計画、内容、支援方法検討 |

(3)継続的な養育支援と緊急対応

| 内容 | 詳細 |
|---------|---|
| 里親委託促進 | 当事業の趣旨、しくみ、役割、乳幼児ケアエキスパートへの支援体制 里親制度の現状と課題、里親委託の意義、里親への支援体制 など |
| 指導スキル習得 | 養親候補里親への指導方法、効果的なコミュニケーション、個別ニーズへの対応、継続的なサポート体制構築 |
| 継続的な支援 | 定期的な訪問、状況把握、必要なサポートの提供、関係機関との連携、困難ケ |

| | |
|----|--------|
| 内容 | 詳細 |
| | ースへの対応 |

5. 研修の期間等

研修期間：2～3 日間程度(1 日 5～6時間程度)を目安とする。

6. 研修方法

以下の方法を参考とし、効果的な研修方法を組み立てる

| 方法 | 説明 |
|----------------|--|
| 講座形式 | 講師による講義、グループワーク、ディスカッション |
| 実習形式 | 乳幼児との触れ合い、遊び、世話など、実践的なスキルを習得するための実習 |
| ロールプレイング | 様々なケースを想定したロールプレイングを通して対応能力を高める |
| 個別相談 | 参加者からの質問や相談に、専門スタッフが個別に対応 |
| 模擬交流 | 乳幼児と養親候補里親との交流場面を想定した模擬交流を通して、適切な支援方法を学ぶ |
| 実践演習 | 実際に乳幼児と養親候補里親との交流を支援する場面を想定した実践演習を行う |
| 模擬指導 | 養親候補里親に対する指導場面を想定した模擬指導を通して、効果的な指導方法を学ぶ |
| 継続的な支援シミュレーション | 引き継いだ後の養育支援、定期的な訪問、状況把握、必要なサポートの提供などを想定したシミュレーションを行う |
| 緊急一時保護シミュレーション | 休日夜間に発生した緊急一時保護への対応、必要な手続き、安全確保、関係機関との連携、緊急時対応などを想定したシミュレーションを行う |
| 里親委託促進シミュレーション | 里親家庭への訪問などを想定したシミュレーションを行う |
| ケーススタディ | 実際の事例を基に、グループワークやロールプレイングを通して、問題解決能力を高める |
| グループワーク | 参加者同士で意見交換を行い、相互理解を深め、協調性を高める |

7. 研修修了者の取扱い

- (1)研修を滞りなく修了した者には、県が修了証を発行する。受託者は、修了した者を乳幼児ケアエキスパートとして、名簿に登録をする。
- (2)名簿(住所、氏名、連絡先、緊急連絡先、修了年月日、その他必要とする情報)の管理を行う。
- (3)乳幼児ケアエキスパートの名簿(共有に必要な範囲の情報に限る)は、受託者、全児童相談所、こども安全課で共有する。
- (4)乳幼児ケアエキスパートの登録内容に変更が生じた場合は、全児童相談所及びこども安全課に

送付する。こども安全課は、登録内容の変更情報を得た場合は、受託者に連絡する。

8. 乳幼児ケアエキスパート候補者(研修受講者)の募集・受講中の対応について

- (1)研修実施に係る募集要領を作成し、各児童相談所を通じて、乳幼児ケアエキスパート候補者(研修受講者)を募集し、情報提供及び研修受講に関して必要な手続き等を行う。
- (2)受講者について、受講状況に関する報告書を作成し、登録の可否について意見を記載し、受講者が所属する児童相談所及びこども安全課へ報告する。

9. 乳幼児ケアエキスパートへの支援・フォローアップ

- (1)【相談対応】乳幼児ケアエキスパートからの相談対応を行うこと。相談内容によっては、児童相談所と情報共有を行い、さらに必要に応じて、訪問などの対応を行うこと。
- (2)【物品貸与】乳幼児の一時保護・緊急一時保護に必要な備品の貸し出しを行えるよう体制を整え、貸出しを行う。緊急一時保護の場合については、必要に応じて、翌日に乳幼児ケアエキスパート宅へ配送または直接届けるなどの対応を行う。
- (3)【支払い】乳幼児ケアエキスパートに対して、所定の謝金・経費などの支払いを行う(「特記仕様書」参照)。支払の際は、明細書を作成し、本人からの請求書を取得すること。支払いは口座振替を原則とし、振込確認書類を保管し、とりまとめて精算時に明細一覧とともに添付すること。
- (4)【活動記録及び報告】乳幼児ケアエキスパートの活動記録を作成し、保管する。乳幼児ケアエキスパートから、所属する児童相談所に伝えられていない情報があった場合には、情報を共有する。また、後日、こども安全課へとりまとめて報告する。
- (5)【フォローアップ研修】委託費の範囲内で、フォローアップのための研修の企画・実施、乳幼児ケアエキスパートの交流会などを実施することができる。

10. 休日夜間の緊急一時保護への対応について

- (1)休日夜間の緊急一時保護については、原則として、児童相談所から直接、乳幼児ケアエキスパートへ依頼するが、児童相談所から問合せや依頼などがあった場合には、可能な範囲で対応する。ただし、休日夜間の常時待機を行う必要はないものとする。
- (2)乳幼児ケアエキスパートが緊急一時保護を受け入れるに当たり、乳幼児用の備品を必要とする場合は、原則として翌日にエキスパート宅へ配送または直接届ける(再掲)。
- (3)乳幼児ケアエキスパートに緊急一時保護を依頼した場合には、当日または翌日、児童相談所から受託者へ連絡を行うこととする。受入状況、その後の状況について、乳幼児ケアエキスパートに問いあわせて確認を行い記録すること。

11. 成果目標

- (1)各児童相談所管内に1名以上の乳幼児ケアエキスパートを育成する。
- (2)乳幼児ケアエキスパートが円滑に養親候補里親及び委託後の支援を行い、里親の力量を向上し、家庭養育の推進につながるよう、関係機関と連携して、乳幼児ケアエキスパートの活動を支援する。

12. 事業運営に関する留意点

- (1)当事業の実施に当たっては、別添「乳幼児ケアエキスパート育成事業実施要領」に基づいて行う

こと。

- (2) 【里親等支援員等】当事業を運営し、乳幼児ケアエキスパートのフォローアップを行うため、委託費の範囲内で、里親等支援員※または事務スタッフを雇用(非常勤)することができる。
※里親等支援員等:児童福祉司または5年以上の社会的養育の現場経験者等で、当事業では乳幼児ケアエキスパートの育成研修の実施及び委託後の里親支援を行うことができる人員。
- (3) 事業の評価を行い、必要に応じて改善策を検討する。改善策の検討にあたっては、必要に応じて、こども安全課または児童相談所に相談し、意見を求めること。
- (4) 各児童相談所等との連携を強化し、事業を円滑に進める。

13. 特記事項

- (1) 受託者は、業務を遂行する上で、これに携わる担当者を管理監督するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条(安全管理措置)、第67条(従事者の義務)、第176条及び第180条(罰則)の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを委託業務以外に使用してはならない。また、個人情報等のデータの紛失等が、決してないように厳重に鍵付き書庫にて保管すること。委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏えいに関しては履行期間外でも責任を負うこととする。
- (3) 受託者は、本件業務を行わなくなった場合又は本件業務を行う上で不要となった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。)を速やかに埼玉県(「以下県という。」)に返還しなければならない。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- (4) 県は、事業者がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) 事業者は、県が事業者の配置した職員につき本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合には、年度途中であっても変更するなど適切な措置を取るものとする。
- (6) 事業者は県に対し、職員の名簿を業務受託後、すみやかに提出する。業務委託期間中に、職員の変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出するものとする。
- (7) 県は、本業務中における職員の事故については一切責任を負わない。
- (8) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、県及び事業者が協議の上、決定するものとする。

特記仕様書

1 乳幼児ケアエキスパートへの支払いについて

- (1) 乳幼児ケアエキスパートの活動に伴い、当委託費の中から、所定の謝金等を支払う必要が生じる。
- (2) 年間の必要金額は、乳幼児ケアエキスパートの活動回数等により左右されるため、年度末までの間、謝金等の支払いが滞ることのないよう、資金管理を行う必要がある。
- (3) 事業費の見積りに当たっては、概算で次の費用を算定すること。
なお、支払いに係る「支払い内訳表」は、受託決定後に別途提供する。

<乳幼児ケアエキスパートへの謝金概算額(年間)>

| 項目 | 概算金額 |
|--------------------------|----------|
| ①謝金、交通費、諸経費として | 880,000円 |
| ②緊急一時保護(休日・夜間に限る)受入謝金として | 150,000円 |

※①②ともに、これよりも多くの支払い額が必要となる可能性があるため、事業運営とともに、資金管理を適切に行う必要がある。